

○環境省告示第五十二号

振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示を次のように定め、令和四年十二月一日から施行する。

令和四年五月二十四日

環境大臣 山口 壯

一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示

（定義）

第一条 この告示において「デシベル」とは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める振動加速度レベル（計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）別表第二第七号の感覚補正に係るものに限る。）の計量単位をいう。

（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機）

第二条 振動規制法施行令別表第一第二号に規定する一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機は、低振動型圧縮機（工場及び事業場における通常の運転状態において、当該圧縮機から五メートル離れた地点における振動が六十デシベルを超えないものとみなされる圧縮機として別表に掲げるものをいう。）であつて、低振動型圧縮機の指定に関する規程（令和四年環境省告示第五十三号）第三条第二項に規定する型式指定を受けたものとする。

別表

圧縮方式がスクリー式である圧縮機